

第1回 栃木市入札適正化委員会 議事概要

1. 日 時 令和元年8月23日（金）午後1時35分から午後2時50分
2. 会 場 栃木市役所 3階 301会議室
3. 出席者 委 員 小林委員長、飯島副委員長、児玉委員
事務局 総務部長
契約検査課長
契約検査課副主幹兼契約係長
契約検査課副主幹兼検査係長
契約検査課契約係職員2名
4. 議 題 (1) 入札及び契約手続きの運用状況等についての報告
(2) 抽出事案についての審議
(3) その他

5. 会議概要

会 議 概 要	
(事務局)	開会を宣言する。
【議題（1）】	
(委員長)	事務局から報告をお願いする。
(事務局)	平成31年2月1日から令和元年7月10日までの5か月間の入札及び契約手続きの運用状況等について報告する。 契約件数は74件、契約金額は19億7,096万5,240円である。内訳として、条件付一般競争入札が29件、契約額の合計は16億4,728万9,200円、指名競争入札が45件、契約額の合計3億2,367万6,040円である。 全体の平均落札率については95.68%、条件付一般競争入札では95.58%、指名競争入札では95.75%であった。 建設工事における指名停止はない。建設工事の談合に関する情報は寄せられていない。
<質疑応答>	～なし～
<審議結果>	～了承～
【議題（2）】	
(委員長)	抽出担当委員から抽出理由の説明をお願いする。
(副委員長)	一般競争入札について2件、指名競争入札について2件となる。一般競争入札については、No.20とNo.29を抽出した。No.20は本入札の参加資格がないという理由で無効が出

ており、詳細を確認をしたい。No. 29は工種が解体又はとび・土工・コンクリートで、解体の仕事としては価格が1億1,500万円とかなり大きな工事でありながら、工事格付はなしという形で実行されたようであり、詳細を確認したい。

続いて指名競争入札については、No. 8とNo. 30を抽出した。No. 8は工事格付や指名業者の格付のB又はC又はDというような記載について、また、辞退者が1者いるようだが詳細を確認したい。No. 30は工事格付や指名業者の格付のB又はCというような記載について、また、最近では落札率が95%前後が多くなっているなかで、本案件が89.45%と90%を割る落札率になっている詳細について確認したい。

(委員長) 審議については1件ずつ進める。事務局の説明をお願いします。

(事務局) 抽出案件①大塚浄水場配水池改修工事について資料に基づき説明。

～入札方法、工事名、工事箇所、工事概要、入札参加資格及び設定の理由・経緯（工種、格付、建設業の許可、地域要件、配置技術者、応札可能業者）、入札結果（入札参加業者数、落札業者、予定価格、低入札調査基準価格、落札金額、落札率）～
業者が無効となった経緯については、本工事について誤って大塚浄水場計装設備更新工事と同じ操作をして応札してしまったということである。業者は操作誤りに気付き、市へ連絡があった。

<質疑応答>

(副委員長) 連絡があったとのことだが、開札前に連絡があったのか。

(事務局) 開札前に電話で契約検査課に連絡があった。

(副委員長) そういった場合に応札を取り下げるとかそういう方法をとることはないのか。すべて無効にしてしまうのか。

(事務局) 地方自治法施行令により、出された入札の取替えはできないとされているため、無効として取り扱った。

(副委員長) 取り下げという手続きはないということか。

(事務局) そのとおりである。

(委員) そういったことであれば、資料中では入札参加資格がないとするよりも、応札操作ミスなどを書いてもらえると分かりやすいのではないか。

また、今回は応札資格がなかったわけであるが、応札資格のあるところが同じような操作ミスをしたような場合はどのような扱いになるのか。

(事務局) 調査基準価格より下回っていた場合には、低入札価格調査制度というものがあり、失格基準という価格が設けられている。

その失格基準より金額が下回っていると失格という扱いになる。

また、失格基準を上回って、調査基準価格の範囲内であれば、実際にその金額でできるのか市で調査して施工可能という判断になれば、事後審査を経て落札する可能性はある。

さらに、調査基準価格から予定価格の範囲内で最低価格であったとすればその業者が落札候補者となる。

(副委員長) 失格と無効というのは何か違いがあるのか。何か区別して使い分けているのか。

(事務局) 入札参加資格がない者の入札については、無効として扱うというように地方自治法施行令にある。失格については、低入札価格調査制度において失格基準というのがあり、その基準を下回るものについては、失格となる。

(委員) 失格は、応札自体は有効ということか。

(事務局) そのとおりである。
低入札価格調査制度については、数値的判断基準というのがあり、その基準以下になった場合については、当該最低価格入札者を失格とすると定めている。

(副委員長) 各事項に関する規約や関係法令が使用している用語に基づいて、使い分けをしているということによいか。

(事務局) そのとおりである。
委員から応札で操作ミスがあった時との質問があったが、電子入札システム自体が、一度入れてしまうと、取消しや、やり直しができない。自分が意図しない金額で入れてしまっても訂正ができない。そういうシステムの制限もある。

<審議結果> ～了承～

(委員長) 抽出事案②について説明をお願いします。

(事務局) 抽出事案②旧下都賀総合病院北病棟解体工事について資料に基づき説明。

～工事名、工事箇所、工事概要、入札参加資格及び設定の理由・経緯（工種、格付、建設業の許可、地域要件、配置技術者、応札可能業者）、入札結果（入札参加業者数、落札業者、予定価格、低入札調査基準価格、落札金額、落札率）～

副委員長から質問のあった格付なしということについては、本市で格付があるのは、土木一式、建築一式、舗装、管、電気、水道施設の6業種であり、それ以外の工種については格付がない。そのため、今回の解体又はとび・土工・コンクリートに格付はない。

<質疑応答>

(副委員長)	下都賀病院の解体工事ということだが、栃木市の公共工事ということでよいか。この建物を市で買い取ったなど、どのような形で市が発注者になってるのか。
(事務局)	もともと建物と土地については下都賀病院で持っていたものだが、それが売りに出されるということで、入札に参加し、市が権利を取得した。
(副委員長)	解体工事の時にはすでに市の物件になっていたということか。
(事務局)	そのとおりである。
(委員)	落札者はこれまでも何か受注実績はあるのか。今回の応札を見るとこの1者だけ価格が低いということになっている。
(事務局)	これほど大きな案件ではないが、過去にも受注実績はある。どちらかと言えば解体の専門業者である。
(委員長)	この下都賀総合病院というのは、栃木市立病院なのか。
(委員)	栃木厚生連が経営していたが、経営が厳しく、法人そのものが解散してしまった。今は新しく法人を作るとちぎメディカルセンターというものができ、場所を変えてメディカルセンターしもつがという新しい病院になっている。
(委員長)	昔建てたものだと、アスベストを使っているものもある。この工事はまだやっているのか。
(事務局)	9月頃に終わる予定である。
<審議結果>	～了承～
(委員長)	抽出事案③について説明をお願いします。
(事務局)	抽出事案③小山栃木都市計画事業新大平下駅前第2土地区画整理事業区画道路（6－1号線）築造工事について資料に基づき説明。 ～入札方法、工事名、工事箇所、工事概要、指名業者選定の理由・経緯（工種、格付、建設業の許可、指名業者数）、入札結果（入札参加業者数、落札業者、予定価格、最低制限価格、落札金額、落札率）～ 格付の部分についての副委員長の質問についてであるが、それぞれ予定価格を基に業者の格付ごとに発注する基準を設けており、土木一式については、B級に発注するものは予定価格が1,500万円以下、C級に発注するものは予定価格が1,000万円以下、D級に発注するものは予定価格が500万円未満となっている。今回の工事は予定価格が500万円未満となっているため、B級とC級とD級の業者に発注するものになって

いる。

<質疑応答>

(副委員長)

辞退者がいるが、どのような理由か。

(事務局)

電子入札のパソコンに不具合があり、入札できないということで連絡があった。

(副委員長)

どの段階で、何を辞退したのか。

(事務局)

指名通知後に、今回の入札を辞退したいということであった。

(副委員長)

指名されているのに連絡もせず、応札もしないで放っておいた場合は、何か不利益があるのか。

(事務局)

特段ペナルティは無い。

(委員)

格付について教えていただきたい。工事格付はB又はC又はDで、指名業者格付はB又はDになっており、Cがない状況だが何故か。

(事務局)

指名業者の対象として、B、C、Dの業者を選ぼうとしたが、その選考基準として、施工箇所から会社までの直線距離で選んでいった中で、たまたまBとCの業者しか該当がなかった。5番目までに入るDの業者がいなかったということである。

(委員)

Dがいなかったのか。

(事務局)

誤りである。Cがいなかった。

(委員)

地理的条件でCが抜けたということによいか。

(事務局)

そのとおりである。

(委員長)

抽出事案の説明書に入札結果調書は付いているが、指名競争入札の場合には入札公告はないのか。

(事務局)

指名競争入札の場合には入札公告はない。

(委員長)

なぜそのようなことを聞くかと言うと、資料の中で、工期は入札公告にしか記載がない。工期が何日間か確認できない。

<審議結果>

～了承～

(委員長)

抽出事案④について説明をお願いします。

(事務局)

抽出事案④大平健康福祉センター高圧柱上気中開閉器及び高圧引込ケーブル更新工事について資料に基づき説明。

～工事名、工事箇所、工事概要、指名業者選定の理由・経緯

(工種、格付、建設業の許可、指名業者数)、入札結果(入札参加業者数、落札業者、予定価格、最低制限価格、落札金額、落札率)～

格付についての副委員長からの質問については、電気工事については、B級は予定価格が2,000万円以下、C級は予定価格が500万円以下の業者に発注することと基準を定めており、今回の工事の予定価格は税込みで500万円以下であるため、B級又はC級とした。

<質疑応答>

(副委員長)

落札率が90%割るとするのは最近としては珍しいのだと思うが、何か理由があるのか。

(事務局)

特段ないが、受注意欲が高かったのだと考える。

(副委員長)

指名対象業者数が23者あるなかで、指名業者数を5者に絞っているが、これは何か理由があるのか。これだけ対象業者がいるのだから、もう少し多くてもよかったのではないか。

(事務局)

本市の請負業者選定要綱で指名業者数の基準を定めており、昨年度の適正化委員会でも説明したが、予定価格が500万円以上の場合は、指名業者数を7者で2者を上限に増減できるとし、予定価格が500万円未満の場合は、5者で1者を上限に増減できるとしている。今回は500万円未満であったため、5者とした。

(副委員長)

規定通りということか。

(事務局)

そのとおりである。

(委員長)

さきほど3番目の案件の際に質問したことだが、一般競争入札の場合は入札公告があり、指名競争入札の時は当然入札公告というものはないわけだが、入札公告に相当するものは指名競争入札にはないのか。

(事務局)

電子入札で行っているので、電子で指名通知書を送っている。また、入札情報公開システムで設計図書と入札説明書を公開している。

(委員長)

見ている資料の情報に一般と指名では落差がある。少し工夫した方が良い。

(事務局)

指名通知書を指名した業者には送っており、その中には公告の内容に準じた内容が記載されている。次回の入札適正化委員会の資料にはそれも付けることにする。

<審議結果>

～了承～

【議題（3）】

～なし～

（事務局）

閉会を宣言する。

～終了～